議案第５号

西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会条例の制定について

西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会条例を次のように定める。

平成31年２月26日

西脇市長　片　山　象　三

（理　由）

西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会を設置し、同機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会条例

（設置）

第１条　西脇市内の特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下「施設」という。）における就学前教育・保育（同項に規定する特定教育・保育をいう。）の質の向上を図るため、西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

⑴　幼児理解に基づいた評価の実施並びに指導及び助言に関すること。

⑵　その他就学前教育・保育の質の向上に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

⑴　学識経験のある者

⑵　就学前教育・保育に関し識見を有する者（施設の関係者を除く。）

⑶　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員会の会議は、非公開とする。

（意見の聴取等）

第８条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

（西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

西脇市上下水道事業審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

を

」

「

西脇市上下水道事業審議会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
就学前教育・保育の質の向上推進委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。